

令和3年2月26日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和3年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	69トン	36トン
		41トン	69トン	超過済
3	クリーム	34トン	44トン	超過済
		18トン	32トン	超過済
4	粉乳類	55,605トン	27,215トン	28,390トン
		53,572トン	23,941トン	29,631トン
5	無糖れん乳	1,887トン	1,306トン	581トン
		2,546トン	1,306トン	1,240トン
6	加糖れん乳	2,264トン	126トン	2,138トン
		1,851トン	107トン	1,744トン
7	ヨーグルト	17トン	5トン	12トン
		8.3トン	4.8トン	3.5トン
8	バターミルク	189トン	12トン	177トン
		8.7トン	11.5トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	36,868トン	20,278トン
		38,714トン	32,832トン	5,882トン
10	その他の乳製品	12,824トン	7,611トン	5,213トン
		6,805トン	5,246トン	1,559トン
11	バター	20,312トン	13,965トン	6,347トン
		10,293トン	12,264トン	超過済
12	雑豆	82,310トン	57,201トン	25,109トン
		35,917トン	23,794トン	12,123トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	4,396,808トン	1,451,053トン
		3,811,332トン	4,169,057トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	991,983 トン	274,349 トン
		299,910 トン	185,404 トン	114,506 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	501,972 トン	208,342 トン
		731,263 トン	501,972 トン	229,291 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	2,272 トン	超過済
		901 トン	2,272 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	7,699 トン	5,812 トン
		2,922 トン	7,699 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	103,882 トン	62,629 トン
		164,385 トン	103,882 トン	60,503 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	10,633 トン	11,190 トン
		21,823 トン	10,633 トン	11,190 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	750 トン	1,096 トン
		1,025 トン	750 トン	275 トン
20	イヌリン	1,387 トン	1,324 トン	63 トン
		33 トン	33 トン	0 トン
21	落花生	38,113 トン	24,381 トン	13,732 トン
		24,025 トン	16,184 トン	7,841 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	50 トン	259 トン
		295 トン	50 トン	245 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	4,536 トン	5,720 トン
		3,333 トン	1,651 トン	1,682 トン
24	でん粉調製品	173 トン	199 トン	超過済
		170 トン	199 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	2,179 トン	3,568 トン
		1,182 トン	1,159 トン	23 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	10,450 トン	9,594 トン
		921 トン	1,390 トン	超過済
28	繭	7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
		7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
29	生糸	437 トン	73 トン	364 トン
		433 トン	73 トン	360 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。